

参考資料4

障害者優待乗車券交付事業について

1 概要

多くの公共交通機関で、身体障害者手帳を有する身体障害者及び療育手帳を有する知的障害者の運賃を半額とする割引制度が設けられている。(ただし、精神障害者保健福祉手帳を有する精神障害者は対象外となっている。)

本事業は、この公共交通機関の障害者割引制度の市独自の拡大策として、手帳内容に応じて、(1)又は(2)の優待乗車券を交付するものである。

(1) バス乗車証(平成25年度実績 7,358万円)

障害者手帳の等級等に応じて、本人と介護者1名又は本人のみが無料となる乗車回数も無制限の乗車証。

① 本人と介護者1名が無料(平成25年度実績 3,681万円)

対象：第1種身体障害者・第1種知的障害者・精神障害1級

② 本人のみが無料(平成25年度実績 3,677万円)

対象：第2種身体障害者・第2種知的障害者・精神障害2級3級

(2) タクシー券(平成25年度実績 4,526万円)

対象：身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者が選択可能。

交付枚数：500円券×48枚/年

2 経緯

(1) ～平成19年度：第1種障害者手帳(身体・知的)及び精神障害者保健福祉手帳1級所持者に対して、バス優待乗車券を交付。

(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者は、タクシー券を選択可。)

(2) 平成20年度、平成21年度に段階的に制度改正(対象者拡大等)

(3) 平成21年度～：障害者手帳所持者全員に対して、バス優待乗車券を交付。

(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者は、タクシー券を選択可。)

3 等級等ごとの対象者数

(単位：人)

身体	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
	視覚	97	148	30	40	96	56	467
	聴覚等	28	124	122	179	7	333	793
	肢体	382	771	778	1,451	483	256	4,121
	内部	668	26	287	398	—	—	1,379
	合計	1,175	1,069	1,217	2,068	586	645	6,760
知的	A		B 1		B 2		合計	
	286		506		610		1,402	
精神	1級		2級		3級		合計	
	99		1,194		298		1,591	
計	2,629		4,985		2,139		9,753	

※本人と介護者1名が無料の場合の介護者同乗率は2～3割である。

4 実績

項目		平成 19 年度	平成 25 年度
交付者数	バス	本人・介護者無料 1,283 人	合計 9,753 人 本人・介護者無料 2,572 人 本人のみ無料 7,181 人
	山陽電車	320 人	—
	タクシー	2,026 人	3,739 人
	計	3,629 人	13,492 人
支払額	バス	1,578 万円	7,358 万円
	山陽電車	290 万円	—
	タクシー	3,183 万円	4,526 万円
	計	5,051 万円	1 億 1,884 万円

5 他自治体の状況（兵庫県内）

- (1) バス乗車証（無料・回数制限なし）
 すべての障害者手帳所持者へ交付：姫路市、南あわじ市（コミュニティバスのみ）、（明石市）
 一部の等級を対象外として交付：神戸市、尼崎市、伊丹市
 他の県内市町では実施していない。
- (2) タクシー券
 ほぼすべての県内市町で同様の制度を実施しており、交付枚数も多数の市町が本市と同程度となっている。

6 他の移動支援の取り組み

本市では、必要な方へ必要な支援を行うため、優待乗車証交付のほか次の事業を実施し、障害者の移動支援の充実を図っている。

- (1) 通園費支給事業（平成 25 年度実績 2,565 万円）
 生活介護や就労継続支援などの日中活動を行う事業所への交通費を、市が全額負担することにより通所を支援する。
 ※障害者手帳の等級・種別に関係なく支給する。
- (2) 移動支援事業（同行援護を含む。）
 利用条件を満たす障害者手帳所持者等に対して、移動の際のヘルパーを派遣し、余暇活動などの外出を支援する。
 平成 26 年度から以下のとおり制度を大幅に拡大した。

平成 25 年度実績（1 億 880 万円）

利用上限時間 20～30 時間／月

平成 26 年度予算（1 億 8,100 万円）

利用上限時間を 50 時間／月に拡大するとともに、施設入所者の利用やプール利用も対象とするなど、社会参加の更なる促進のため制度拡大を行っている。

7 課題

- (1) 障害者手帳所持者は年々増加しており、今後も増加すると予測されるので、優待乗車券交付者数も同様に増加していくと考えられる。
- (2) バス事業者からは事業者の乗降調査に基づく乗車人数に応じた適正な運賃の支払いを求められているが、予算額との乖離が大きく対応することが困難な状況となっている。なお、平成26年度には市においても乗降調査を行っているが、障害者ご本人の乗車人数は事業者の調査と同様の結果となっている。

⇒ 現状の予算規模でこの事業を継続するためには、何らかの事業の見直しが不可欠となる。

8 今後の方向性

本市では、「6 他の移動支援の取り組み」にも記載のとおり、本年度においても移動支援に係る予算を大幅に増額するなど、より支援を要する障害者への更なる支援に取り組んできている。

仮に、優待乗車券の交付対象外となった場合や、上限を設けた場合において日中活動の通所に優待乗車券を利用することができなくなった場合でも、公共交通機関の割引制度により運賃が半額となるほか、通園費支給事業により通所への支援を継続することができるので、無条件にすべての障害者へ一律に交付を行うものから、より支援を要する障害者に対する支援に重点を置いた取り組みへ見直しを進めていきたいと考えている。

(参考) 障害の種類、程度と等級等について

I 障害者手帳の等級等について

障害の種類は大きく「1 身体障害」、「2 知的障害」、「3 精神障害」の3種類に分けられるが、障害の程度等に応じて、それぞれ「1 身体障害者手帳」、「2 療育手帳」、「3 精神障害者保健福祉手帳」が交付される。

障害の程度と手帳の等級等の関係は以下のとおりである。

1 身体障害者手帳（身体障害）

障害のある部位等による区分ごとに障害の程度に応じた1～6級の手帳が交付される。

区分	等級	状態の例
視覚	1級	1級：両眼の視力(矯正視力。以下同じ)の和が0.01以下
	～6級	5級：両眼の視力の和が0.13以上0.2以下
聴覚等	2級	2級：両耳全ろう
	～6級	6級：40cm以上の距離で会話を理解しえない
肢体	1級	1級：両足の機能を全廃
	～6級	5級：片足の足首の関節の機能を全廃
内臓	1級	1級：心臓、腎臓等の機能障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限される
	～4級	4級：心臓、腎臓等の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限される

2 療育手帳（知的障害）

障害の程度に応じてA、B1、B2の3段階の手帳が交付される。

(兵庫県療育手帳判定要領より抜粋)

段階	基準
A	自他の意思の交換及び環境への適応が困難であって、基本的な日常生活に絶えず注意と介助を必要とし、成人になっても自立困難と考えられるもの
B1	新しい事態の変化に適応する能力にとぼしく、他人の助けや指導によって、自己の身のことがらを処理しうるもの
B2	日常生活にさしつかえない程度にみずからの身のことがらを処理できるが、抽象的な思考推理が困難なもの

3 精神障害者保健福祉手帳（精神障害）

障害の程度に応じて1級～3級の手帳が交付される。

(精神障害者保健福祉手帳制度実施要領（平成7年厚生省保健医療局長通知。最終改正平成26年1月24日）より抜粋)

等級	状態
1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

II JRの障害者旅客運賃割引制度における障害者の区分について

JR西日本をはじめとするJR各社では、身体障害者と知的障害者に対する運賃割引制度を実施しており、この制度において、第1種障害者と第2種障害者に区分して取り扱っている。私鉄、民間バス事業者等、多くの他の公共交通機関も、これに準じた割引制度を実施している。(制度の詳細については、参考資料3の2ページ「10 公共交通機関の障害者割引制度」を参照。)

この第1種障害者、第2種障害者の区分と障害者手帳の等級等との関係は、概ね以下の表のとおりとなっている。

なお、精神障害者については、JR各社の割引制度の対象となっていないため、第1種障害者、第2種障害者の区分はない。

1 身体障害者

区分	等級等との概ねの関係
第1種身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級～2級については、ほとんどの場合が該当 ・ 3級～4級については、一部の部位及び程度の場合が該当 ・ 5級～6級については、該当せず
第2種身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級～2級については、第1種に該当しないごく一部の場合が該当 ・ 3級～4級については、第1種に該当しない場合が該当 ・ 5級～6級については、全て該当

2 知的障害者

区分	基準	等級等との概ねの関係
第1種知的障害者	<p>ア 知能指数が概ね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの</p> <p>イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下のものであって、日常生活に常時介護を要する程度のもの</p>	Aの場合が該当
第2種知的障害者	第1種知的障害者以外の療育手帳の交付を受けているもの	B1及びB2の場合が該当